

# ETFバランス・ファンド

追加型投信 / 内外 / 資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社りそな銀行**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2021年9月30日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	10兆4,615億円(2021年9月30日現在)

## 商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年11月18日に関東財務局長に提出しており、2021年11月19日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

上場投資信託証券 (ETF) 等への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託 (リート) 等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、上場投資信託証券 (ETF) 等への投資を通じて、世界各国の債券、株式および不動産投資信託 (リート) 等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 世界各国の債券、株式およびリート等に投資するETF等を投資対象とします。
- ETF等の銘柄選択にあたっては、資産規模、流動性、コスト等を考慮します。
- 投資対象とするETF等は継続的にモニタリングを行い、必要な場合はETF等の追加・入替えも行います。



### ETFとは

取引所に上場し、取引される投資信託で、「Exchange Traded Funds」の頭文字をとりETFと呼ばれています。多くは株価指数等特定の指標への連動を目指して運用されます。

**2** 運用にあたっては、市場のリスク選好状況を定量的に捉え、機動的な資産配分を行います。

- 市場環境に応じて、株式・リート部分の配分比率を10%から30%の範囲で調整することにより、価格変動リスクの抑制を図ります。
- 株式・リート部分 (10%~30%) は、原則として、国内株式、先進国株式 (除く日本)、新興国株式、グローバルリート等に投資するETFに均等配分します。債券部分 (70%~90%) は、原則として、先進国債券、新興国債券に投資するETFに均等配分します。

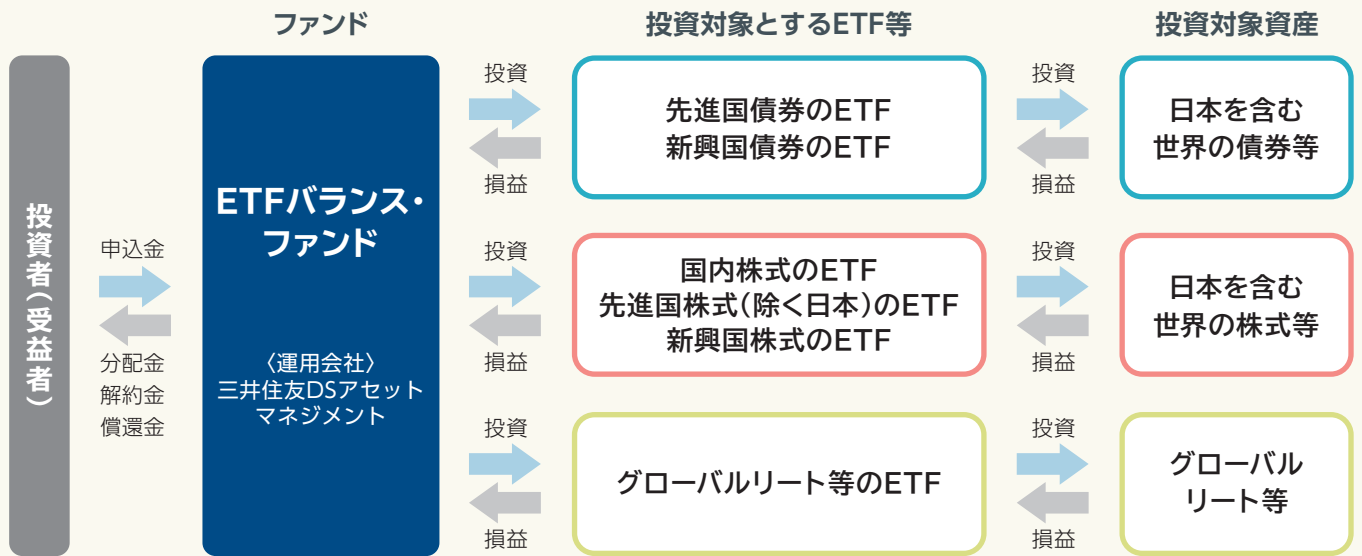
**3** 債券部分は、原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行います。

- 債券部分のETF等が投資する米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。
- 株式・リート部分については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

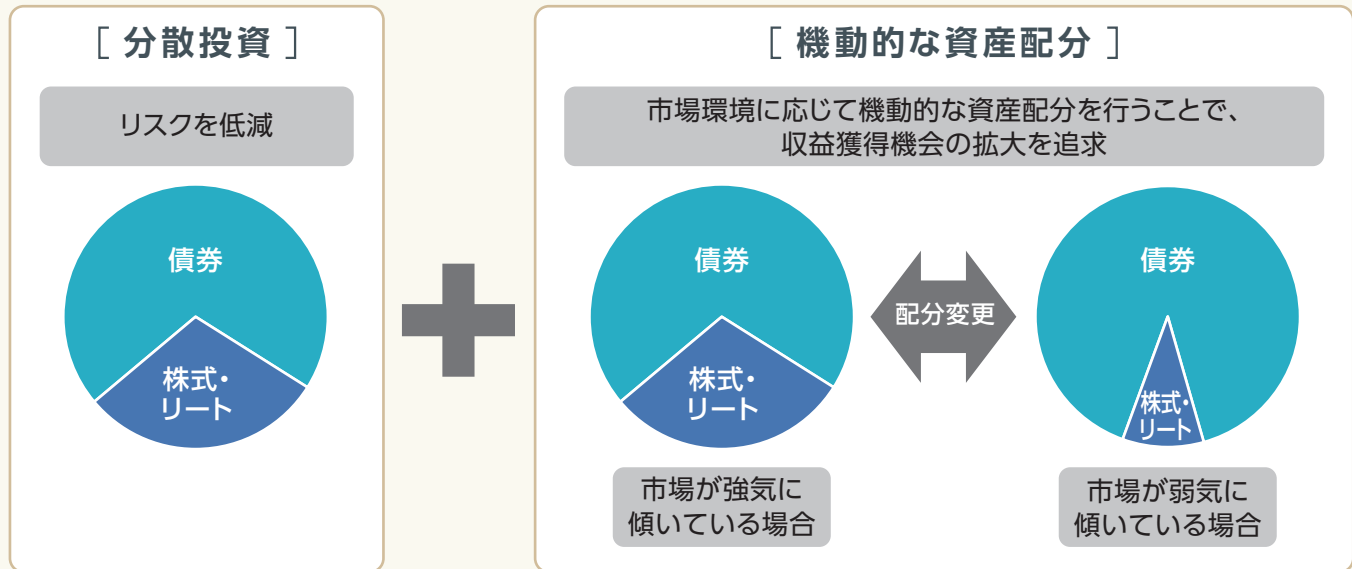
## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



## ファンドのコンセプト

- ETF等を通じて世界の債券、株式、リート等へ投資を行います。また、分散投資に加え、機動的な資産配分を行うことで、より一層のパフォーマンス向上を目指します。
- 流動性、透明性、運用コストの低減を重視して、ETF等を通じて投資を行います。



※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

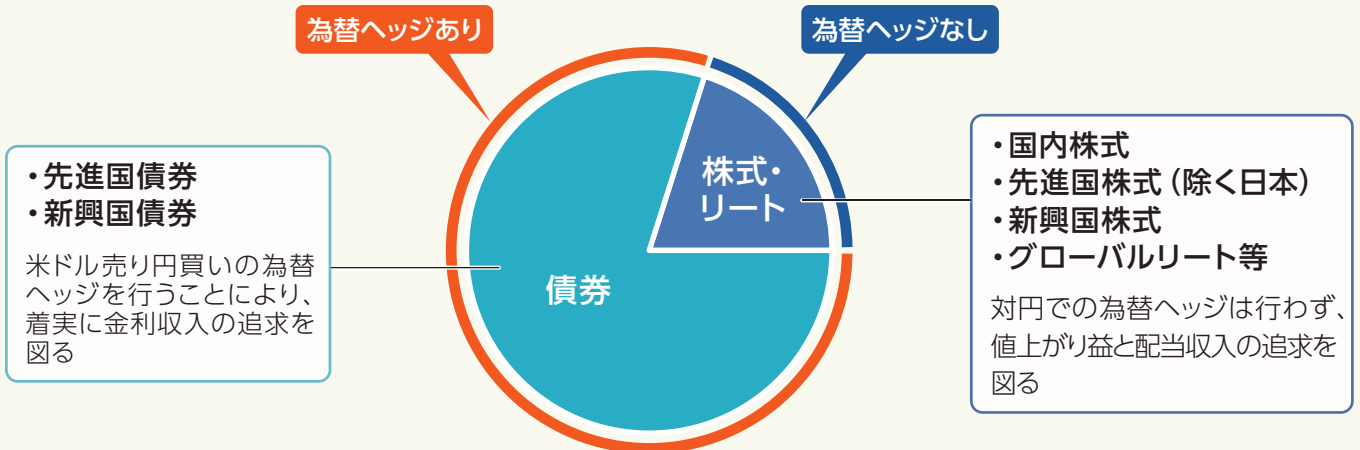
## ETFの活用

- 当ファンドは、通貨やオルタナティブ(ヘッジファンド等)など複雑な仕組みのETFを投資対象とせず、債券、株式、リート等の各市場の代表的なインデックスに連動する値動きの分かりやすいETFを投資対象としています。
- ETFの市場規模は堅調に拡大しています。世界各国の取引所に上場し、市場価格で売買できるETFを投資対象とすることで、当ファンドの流動性や透明性が高まることが期待されます。
- ETFの売買や保有期間中にかかるコストは、一般的に低く抑えられていることが特徴です。ETFを投資対象とすることで、当ファンドの運用コストの低減が期待できます。

## 分散投資

- 株式・リート部分は国内株式、先進国株式（除く日本）、新興国株式、グローバルリート等に、債券部分は先進国債券と新興国債券にそれぞれ等金額投資を行います。  
また、債券部分は米ドル売り円買いの為替ヘッジを行います。ただし、米ドル以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。

### [ 資産配分と投資対象資産のねらい ]

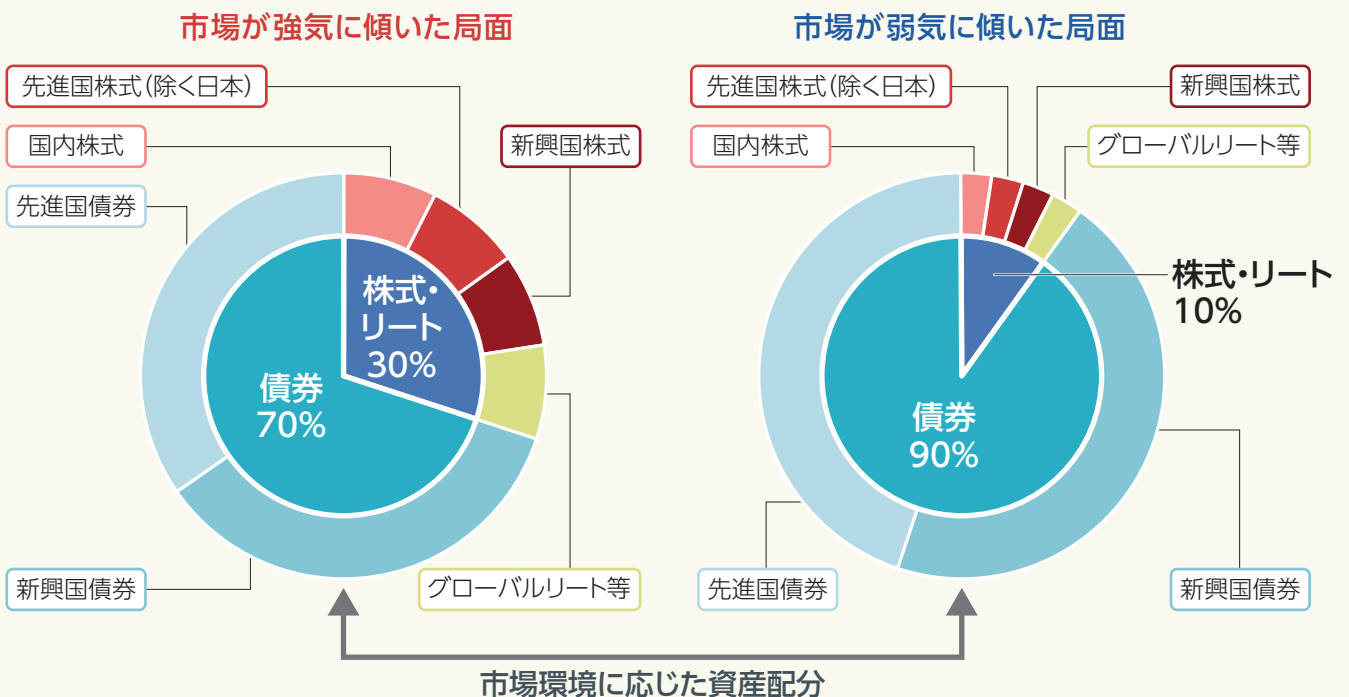


※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

## 機動的な資産配分

- 当ファンドは、市場環境の変化に応じて債券部分を70%～90%、株式・リート部分を10%～30%の範囲で機動的な資産配分を行います。

### [ 資産配分 ]



※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

- 年1回(原則として毎年8月26日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



## 追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

### ▶債券のETF

#### 先進国債券のETF (米国)

ファンド名	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主要運用対象	ブルームバーグ・米国総合債券インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄の債券等
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用 <sup>※1</sup>	年0.04%
購入の可否 <sup>※2</sup>	日本において一般投資者の購入が可能です。

※1 管理費用とは、外国籍のETFは運用管理費用およびその他費用を平均純資産総額で除したもので、国内籍のETFは運用管理費用(信託報酬)です。本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです(以下同じ)。

※2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります(以下同じ)。

#### 先進国債券のETF (米国以外)

ファンド名	iシェアーズ 世界国債(除く米国)ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主要運用対象	FTSE世界先進国債キャップ・セレクト・インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄の債券等
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.35%
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

#### 新興国債券のETF

ファンド名	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主要運用対象	JPモルガンEMBIグローバル・コア・インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄の債券
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.39%
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。



## ▶ 株式のETF

### 国内株式のETF

ファンド名	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
形態	国内籍投資信託(円建て)
投資運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	東証株価指数(TOPIX)(ベンチマーク)に採用されているまたは採用が決定された銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	日本円
管理費用	年0.0968%以内(税抜年0.088%以内)* *上記の信託報酬率と信託財産に属する株式の貸付にかかる品賃料の一部の合計が運用管理費用(信託報酬)となります。
購入の可否*	日本において一般投資者の購入が可能です。

※上記のETFは、東京証券取引所に上場しており、証券会社を通じて日本国内の一般の投資者が、直接、購入できます。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。

### 先進国株式(除く日本)のETF

ファンド名	iシェアーズ MSCI コクサイ ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主要運用対象	MSCIコクサイ・インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.25%
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

### 新興国株式のETF

ファンド名	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
主要運用対象	FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.10%
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

## ▶ リート等のETF

### グローバルリート等のETF (米国)

ファンド名	バンガード・リアル エステイト ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
主要運用対象	MSCI US投資市場不動産25/50インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.12%
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

### グローバルリート等のETF (米国以外)

ファンド名	iシェアーズ 先進国(除く米国) 不動産 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投資運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主要運用対象	FTSE EPRA/NAREIT先進国(除く米国)不動産インデックス(ベンチマーク)の構成銘柄
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します
取引通貨	米ドル
管理費用	年0.48%
購入の可否	日本において一般投資者の購入が可能です。

#### 指数の著作権など

- ・ブルームバーグ・米国総合債券インデックスはBloomberg、JPモルガンEMBIグローバル・コア・インデックスはJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシー、東証株価指数(TOPIX)は株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCI US投資市場不動産25/50インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界先進国債キャップ・セレクト・インデックス、FTSEエマージング・マーケット・オールキャップ(含む中国A株)インデックスおよびFTSE EPRA/NAREIT先進国(除く米国)不動産インデックスはFTSEインターナショナル・リミテッドが、それぞれ公表している指数で各社の知的財産です。
- ・指数を公表する各社は当ファンドの運用と何ら関係ありません。

※上記は、2021年9月30日現在における投資対象とする投資信託であり、今後変更となる場合があります。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### 不動産投資信託（リート）に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



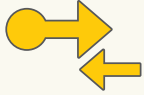
#### 為替変動リスク…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドにおいて、債券部分は原則として米ドル売り円買いの為替ヘッジを行いますが、債券部分のETF等が投資する米ドル建て以外の通貨建て資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。



## カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



## 市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

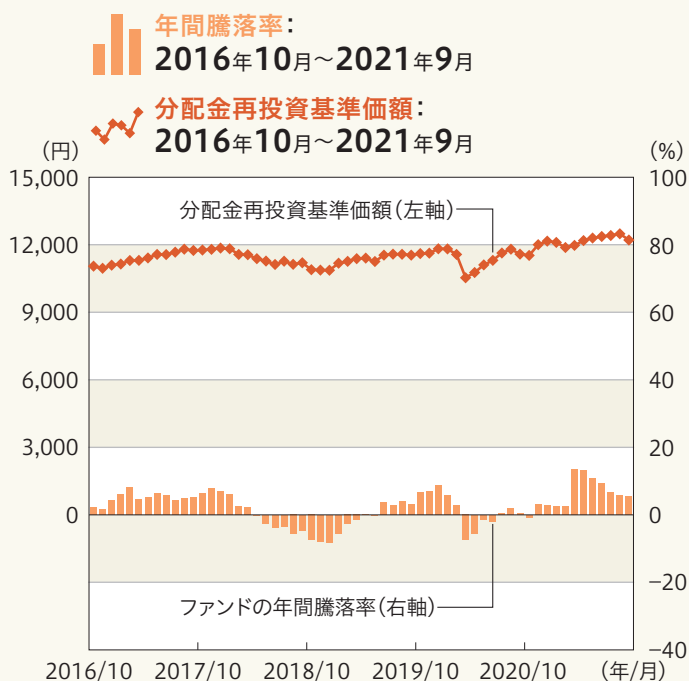
## リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

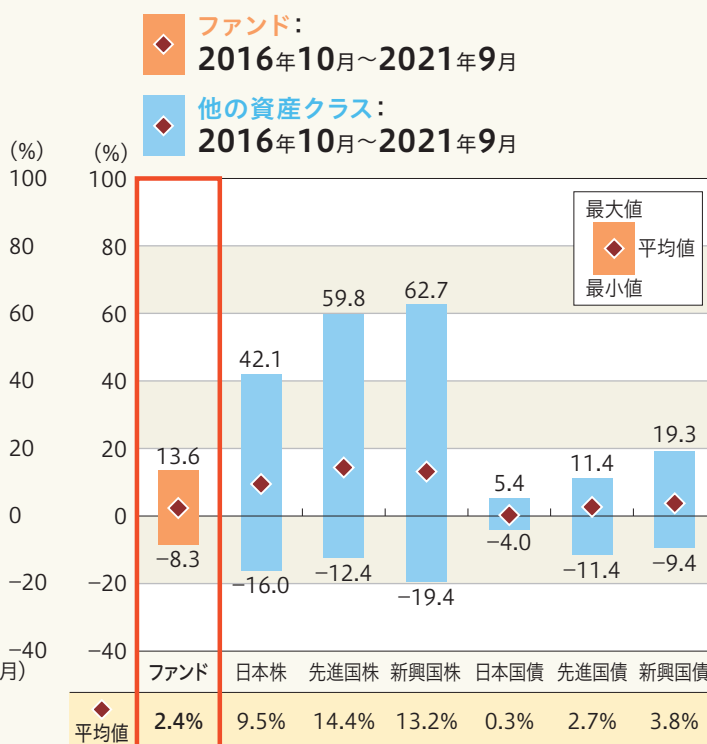
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	<b>TOPIX(配当込み)</b> 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場している株式を対象としています。
先進国株	<b>MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	<b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	<b>NOMURA-BPI(国債)</b> 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	<b>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	<b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2021年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2021年8月	0円
2020年8月	0円
2019年8月	0円
2018年8月	0円
2017年8月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	96.41
投資信託受益証券	日本	2.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.93
合計(純資産総額)		100.00

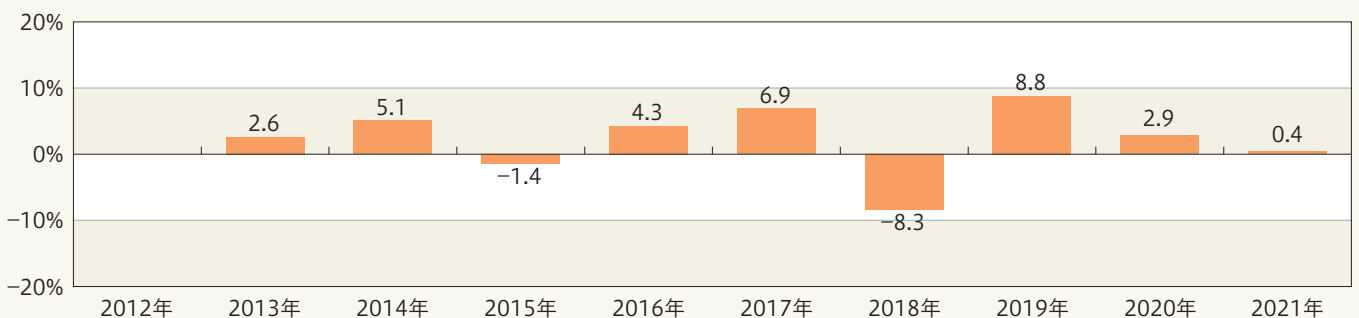
### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	iシェアーズ J.P.モルガン・ミドル建てエマーGING・マーケット債券 ETF	44.63
アメリカ	投資証券	iシェアーズ・コア 米国総合債券市場 ETF	22.42
アメリカ	投資証券	iシェアーズ 世界国債(除く米国) ETF	21.84
日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	2.66
アメリカ	投資証券	iシェアーズ MSCIコクサイ ETF	2.54
アメリカ	投資証券	バンガード・FTSE・エマーGING・マーケット ETF	2.49
アメリカ	投資証券	バンガード・リアル エステイト ETF	1.26
アメリカ	投資証券	iシェアーズ 先進国(除く米国)不動産 ETF	1.21

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2013年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2013年8月28日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年9月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。



## お申込みメモ

### 購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

### 換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

### 申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2021年11月19日から2022年5月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日 ※申込不可日は投資対象とする投資信託の変更に伴い変更される場合があります。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

### 決算日・収益分配

決 算 日	毎年8月26日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。



お申込みメモ

その他

信託期間	2028年8月28日まで(2013年8月28日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「ETFバラF」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2021年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に<b>年0.638% (税抜き0.58%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.28%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.27%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.28%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.27%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.28%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.27%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする投資信託	<p>年0.178025% (税抜き0.17775%) 程度～年0.398025% (税抜き0.39775%) 程度 (投資対象とする投資信託の信託報酬および管理費用の合計が最大となる配分比率による試算)。なお、管理費用は年度によって異なるため、この試算値も変動します。</p>												
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して<b>年0.816025% (税抜き0.75775%) 程度～年1.036025% (税抜き0.97775%) 程度</b> (ファンドの信託報酬および上欄の投資対象とする投資信託の信託報酬・管理費用の試算値の合計)。なお、投資対象とする投資信託の管理費用は年度によって異なるため、実質的な負担も変動します。</p>												
その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

#### 換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる <b>配当所得</b> および <b>譲渡所得</b>	
利用対象となる方	<b>20歳以上</b> の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	<b>0～19歳</b> の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長 <b>5年間</b> (投資期間は2023年まで)	
利用できる限度額	<b>120万円</b> /年 (最大 <b>600万円</b> )	<b>80万円</b> /年 (最大 <b>400万円</b> )

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2021年9月末現在のものです。





三井住友DSアセットマネジメント